

現場代理人の常駐義務緩和の運用について

平成24年4月1日決裁

令和2年3月17日改正

中小建設業者の受注機会の拡大と施工体制の合理化を図るため、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件を以下に定める。

1 常駐義務緩和の基本的事項について

工事現場が特定されている三島市内の工事で、運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められるときに限る。

(三島市建設工事執行規則第24条 第3項及び第4項による。)

2 工事現場における常駐の免除について

上記1に該当する場合、次の項目の期間は、常駐を免除できる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3項目に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 複数の工事現場に兼務して配置すること（以下「兼務配置」という。）について

上記1に該当し、かつ工事担当課と関連する複数の発注者が全て認めた場合、次の工事について兼務配置できる。

- (1) 専任の主任技術者を必要とする建設工事の規定(建設業法施行令第27条第1項に規定する工事1件の金額)未満の場合
 - ア 兼務しようとする工事の件数は、原則3件までとする。ただし、3件兼務については、過去5ヶ年度において優良工事表彰を受けた業者を対象に試行するものとする。
 - イ 兼務しようとする工事現場間の距離及び移動時間が直線距離で20km以内、かつ、概ね20分以内であること。
 - ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。
- (2) 専任の主任技術者を必要とする建設工事の規定(建設業法施行令第27条第1項に規定する工事1件の金額)以上の場合
 - ア 兼務しようとする工事の件数は、原則2件までとする。
 - イ 兼務しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。
 - ウ 工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
 - エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

4 現場代理人の要件

受注者と直接の雇用関係があること。

5 兼務配置の承認について

(1) 工事担当課及び関連する複数の発注者は、受注者を含めて十分な事前協議を行い判断すること。

(2) 工事担当課が兼務配置を認めるときは、受注者から提出された「現場代理人(兼務配置)申請書」(様式1)により要件、理由及び期間等を確認するとともに兼務元の承認を確認した上で承認すること。

6 兼務配置の手続きについて

(1) 同一の工事担当課の工事を兼務する場合 (申請書は1通)

ア 現在施工中の工事(以下「先行工事」という。)と新規に落札した工事(以下「新規工事」という。)の兼務を申請する場合は、工事担当課と十分協議し、5(2)の承認を得た上で、現場代理人等通知書を提出すること。

(先行工事を兼務元、新規工事を兼務先とする。)

イ 同時に落札した複数の新規工事で兼務を申請する場合もアと同じ手続きを行うこと。現場代理人等通知書は工事ごとに提出すること。

(工事番号の昇順から兼務元、兼務先(決裁後の申請書の写しを保存)とする。)

(2) 異なる発注者(他の工事担当課又は三島市以外の発注者)の工事を兼務する場合

(申請書は発注者ごと各1通)

ア 先行工事と新規工事の兼務を申請する場合は、5(1)のとおり十分協議し、それぞれの発注者に5(2)の申請を行い、全ての発注者の承認を得た上で、兼務先に現場代理人等通知書を提出すること。

(承認を受けた受注者は承認後、全ての兼務の相手にその旨を書面で通知(決裁後の申請書の写し等)し、周知すること。)

イ 同時期に落札した複数の新規工事で兼務を申請する場合もアと同じ手続きを行うこと。現場代理人等通知書は工事ごとに提出すること。

(兼務元、兼務先の判断は発注者の協議による。)

ウ 三島市以外の発注者の申請方法、書式等はその発注者の規定等に従うこと。

(3) 上記(1)(2)について、手続き後、申請書の写しを工事締結通知書に添付し検査担当課に提出すること。

7 常駐義務緩和を認めない場合

受注者が以下のいずれかに該当する場合は、常駐緩和の措置を認めない。

(1) 過去2ヵ年度及び本年度に三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けたことがある場合

(2) 前年度に完成した三島市発注工事において、工事成績評定点64点以下の工事がある場合(全ての建設工事の工種を対象とする。)

8 受注者は、現場代理人の常駐緩和が認められた場合、以下の事項を遵守し、安全管理等により一層の配慮をしなければならない。

- (1) 現場代理人は、対象工事現場のいずれかに駐在しなければならない。また、工事担当課の監督員が求めた場合は、指定した工事現場に駐在しなければならない。
- (2) 現場代理人は、工事担当課の監督員及び兼務した工事現場との連絡を常時確実にこなうことができる体制をとらなければならない。

9 その他

- (1) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに工事成績評価に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置をとることがある。
- (2) 建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

様式 1

現場代理人(兼務配置)申請書

年 月 日

発注者 三島市長

あて

住所
受注者 名称
氏名 印

三島市発注の下記工事に係る現場代理人の兼務配置を申請します。

なお、当該工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意するとともに現場代理人と発注者との確実な連絡体制を確約します。

現場代理人 氏名		連絡先	所属事業所 携 帯 電 話
兼務元 (先行工事・兼務している工事) 当初請負金額(税込) _____ 円		兼務先 (新規工事) _____ 円	
工事名	工 一 号	工 一 号	
業 種			
工事場所			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
工事担当課			
担当監督員			
工事現場間の関係 所要時間(約 分)・同一地内・近接地(平面距離 km)		兼務の該当項目(○で囲む) 3 (1)・(2)	
<input type="checkbox"/> 受注者と現場代理人は直接の雇用関係にある。 <input type="checkbox"/> 常駐義務緩和を認めない場合の項目に該当しない。 備考			

兼務元 兼務先との兼務配置を承認する。 _____ 年 月 日決裁
(総括・主任) 監督員 _____ 印

兼務先 兼務元との兼務配置を承認する。 _____ 年 月 日決裁
三島市 部 課 (総括・主任) 監督員 _____ 印